

高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金について

○制度の概要

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として「訓練促進給付金」が給付されます。
また、入学前にご相談があれば養成機関の修了後に入学時の費用の一部を負担する「修了支援給付金」が支給されます。

○対象者

- ・香芝市に住民票がある者
- ・20歳未満の児童を扶養する配偶者のない者で、次の要件をすべて満たす者
 - ① 児童扶養手当の支給を受けている者又は、同等の所得水準にあること
 - ② 修行年限1年以上の養成機関で修行し、対象資格の取得の見込がある者
 - ③ 過去に高等職業訓練促進給付金を受給していないこと
 - ④ この給付金と趣旨を同じくする給付を受給していないこと
 - ⑤ 就業又は育児と修行の両立が困難と認められる者であること

【修了支援給付金のみ】

- ⑥ 養成機関における修業を開始した日からカリキュラムを修了した日において、訓練促進給付金を受給していること

○対象資格

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・准看護師・管理栄養士
栄養士・歯科衛生士・理容師・美容師・社会福祉士・製菓衛生士・調理師・精神福
祉保健士・言語聴覚士・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格・はり師・きゅう師

その他市長が地域の実情に応じて定める資格

○支給期間等

【訓練促進給付金】

修業を開始した日以後に申請

支給申請があった日の属する月から支給を開始し、以後の各月において支給
支給期間は修行期間とし4年を上限とする

【修了支援給付金】

修了日から起算して30日以内に申請

高等職業訓練修了報告書（第8号様式）の提出

<裏面へ>

○支給金額

支給請求日若しくは修了日の属する月の属する年度の課税状況により支給額を決定
(支給請求日若しくは修了日が4～7月の場合は前年度)

【訓練促進給付金】

支給額：課税世帯 月額 70,500円 (最終修学年は、110,500円)

非課税世帯 月額100,000円 (最終修学年は、140,000円)

【修了支援給付金】(1回限り・課税対象(雑所得))

支給額：課税世帯 25,000円

非課税世帯 50,000円

○申請時の必要書類

【訓練促進給付金】(★は、公簿で確認できる場合は不要。)

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

(2) 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者のみ)

(3) 申請者の所得(課税)証明書(★)

(申請月が1～7月の場合、前々年の所得がわかる証明)

(所得額、扶養人数、控除額等が記載されているもの)

(本年の1月1日に香芝市に住民票がない方のみ)

(4) 申請者及び申請者と同一世帯に属する方の納税証明書等(★)

(申請月が1～7月の場合、前年度の納税状況がわかる証明)

(5) 支給申請時に修行している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(6) 高等職業訓練促進給付金を振り込む通帳の写し(申請者名義)

(7) 個人番号(申請者と同一世帯全員の分)がわかるもの

(8) 同意書

(9) 印鑑

【修了支援交付金】

上記の(1)～(4)、(6)～(9)

(10) 修業者の訓練の修了を認定する修了証明書の写し

※1. 給付金支給の際には、事前に養成学校へ連絡し修学状況を確認します。

※2. 定期的に在籍証明書を提出していただきます。

※3. 訓練促進給付金の支給は、翌月20日予定(土日祝の場合、以後の平日)